

# information 各種情報

## 弁護士による無料法律相談会のお知らせ

旭川弁護士会に所属する弁護士が、無料で相談に応じます。

債務整理、離婚・相続、民事事件、刑事事件等、幅広い相談に対応いたします。相談会は事前予約制（先着順）で、相談枠に空きがあれば当日の飛び込み相談も受付いたしますが、あくまでご予約された方が優先となりますので、ご了承ください。

なお、留萌管内の他市町村でも開催しています。日程等の詳細については、下記にお問い合わせください。

■相談日時 平成24年7月25日(水) 13時～16時

■会場 文化交流センター

◎予約・問い合わせ先

旭川弁護士会 ☎0166-51-9527

## 7月は「不正軽油防止強化月間」です

～不正軽油を売らない・買わない・使わない～

不正軽油とは、軽油引取税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混和する等した燃料油のことです。

不正軽油について、見たり聞いたりしたときは、下記まで情報をお寄せください。

◎問い合わせ先

不正軽油ストップ110番（無料）

☎0800-8002-110

留萌振興局地域政策部税務課 ☎42-8417（直通）

## 法人道民税・事業税の申告がネットでできます



エルタックスを利用すると、法人道民税・事業税・地方法人特別税の申告や、法人設立・設置届出書や異動届出書等の一部の届出がインターネットでことができます。

詳しい情報、ご利用の届出はホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

◎問い合わせ先

留萌振興局地域政策部税務課 ☎42-8417（直通）

## ウニ・アワビ・タコ等の採捕は密漁です

小平町の沿岸海域では、以下の魚貝藻類が漁業協同組合に第1種共同漁業権として免許されており、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採捕することは漁業権の侵害にあたり、密漁となりますので注意してください。

なお、密漁を発見した場合は、次のいずれかにご連絡いただくようご協力をお願いします。

### ■第1種共同漁業権設定魚種

こんぶ、わかめ、のり、ぎんなんそう、もずく、あわび、うに、つぶ、いがい、えむし、てんぐさ、ほつき、えぞばかがい、なまこ、たこ

### ■罰則規定

漁業法第143条

「漁業権または漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する」

### ◎連絡先

新星マリン漁業協同組合 鬼鹿支所 ☎57-1041

白谷支所 ☎56-2052

留萌警察署 小平駐在所 ☎56-2350

鬼鹿駐在所 ☎57-1822

留萌海上保安部 警備救難課 ☎42-9118

小平町経済課商工水産係 ☎56-2111

(内線 224・225)

## 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

詳しくは、下記までご連絡ください。ご本人またはご家族等からのご連絡をお待ちしております。

■請求期限 平成25年3月31日

◎問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省大臣官房総務課管理室業務担当

☎03-5253-5182（直通）